

令和2年6月24日
都市整備部都市計画課

北砂三・四・五丁目地区地区計画について

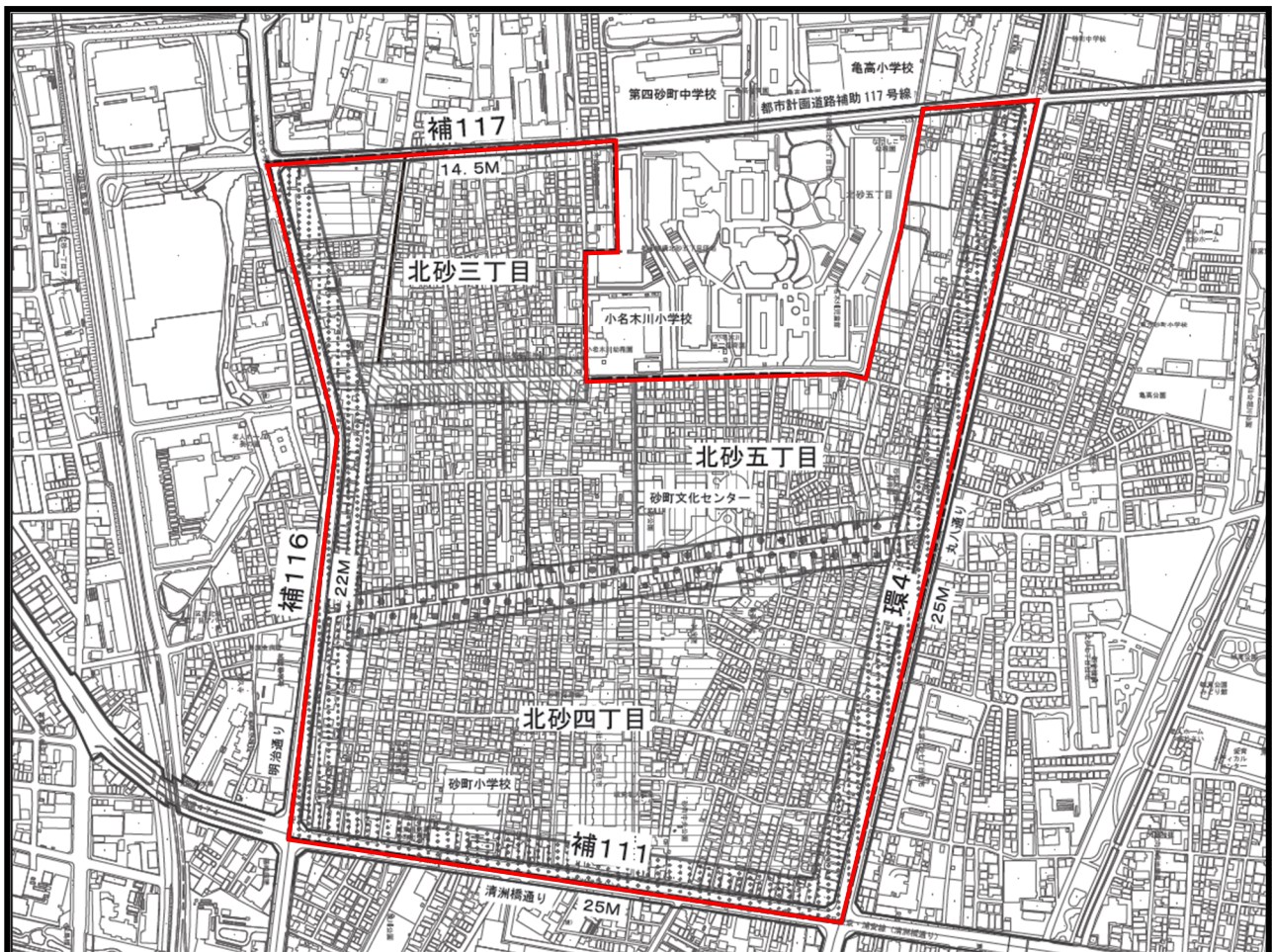
1. 概要

「北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針」に基づき、密集市街地の防災性の向上、住宅地における良好な住環境の形成及びにぎわいと生活交流の拠点として特色ある商店街づくりの誘導を目指し、都市計画法第12条の4に基づく地区計画を策定する。

2. 地区計画の内容

(1) 区域

- ・北砂三丁目の一部、北砂四丁目、北砂五丁目の一部
- ・面積 約48.6ha



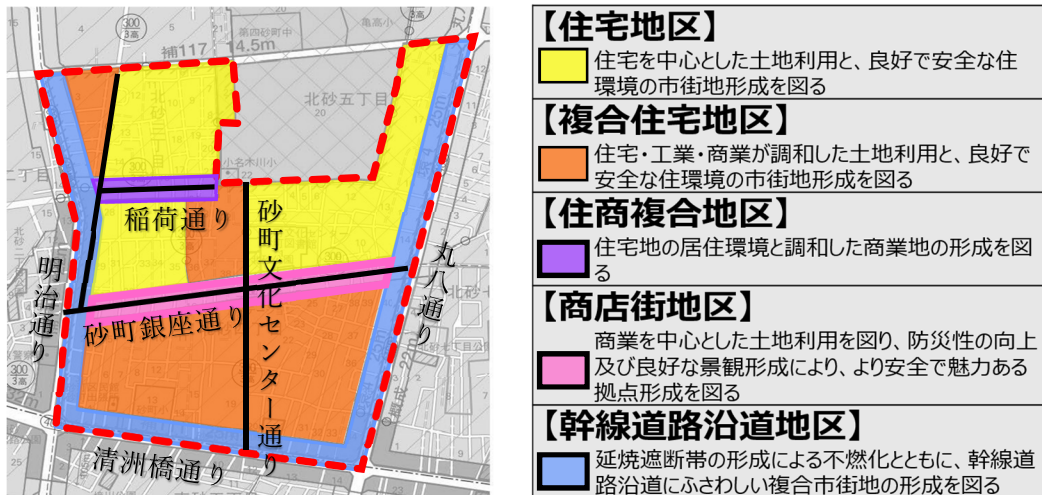
(2) 目標と方針

地区計画の目標

- ・密集市街地の防災性の向上
- ・住宅地における良好な住環境の形成
- ・にぎわいと生活交流の拠点として特色ある商店街づくりの誘導

土地利用の方針

- ・地区内を5つに区分し、それぞれの特性を活かした土地利用を図る。



(3) 地区整備計画

①地区施設

- ・道路：区画道路16路線（すべて既存道路）
- ・公園：4か所（砂町中央公園、北砂公園、小名木川防災公園、北砂四丁目児童遊園）

②建築物の建替えルール

- ・用途の制限
全地区：店舗型性風俗特殊営業
複合住宅地区：マージャン屋、ぱちんこ屋等
- ・敷地面積の最低限度：60㎡
- ・垣又はさくの構造の制限

3. 経 緯

平成30年	6月	北砂三・四・五丁目地区まちづくり方針策定
平成30年	8月	説明会開催（まちづくりのルールについて）
平成31年	3月	説明会開催（地区計画の内容について）
令和2年	2月	説明会開催（地区計画の素案について）

4. 今後の予定

令和2年	7月	都市計画法第16条縦覧
令和2年	7月	住民説明会
令和2年	8月	都市計画法第17条縦覧
令和2年	10月	江東区都市計画審議会
令和2年	11月	都市計画決定告示
令和3年	3月	建築制限条例の改正